

注 意 事 項

制度全般

- 定期報告対象建築物に該当する場合は、案内の有無に関わらず報告を提出する義務があります。
※報告をせず、又は虚偽の報告をした所有者(管理者)は、建築基準法第 101 条の規定に基づき 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 定期報告の対象外である場合は、定期報告対象外届を提出してください。
※初回案内時は確認申請等の情報から可能性のある建築物を抽出して送っているため、報告義務とは必ずしも合致しない場合があります。
- 定期報告対象建築物に該当するかどうか判断がつかない場合は、各階の用途・面積等がわかる資料を準備してお問い合わせください。
- 調査・検査は、法令に基づく資格者でなければ実施できません。熊本市では調査・検査資格者の照会を行っていますので、以下の方法を参考に探してください。
 - ・管理会社に相談
 - ・建設会社等に相談
 - ・一般財団法人日本建築防災協会「特定建築物定期調査資格者技術力向上講習受講者名簿」
 - ・一般財団法人日本建築設備・昇降機センター「建築設備検査員等名簿」「昇降機等検査員等名簿」

提出時

- 報告書の様式は、一般財団法人熊本県建築住宅センターのホームページにある最新様式を使用してください。
- 報告者等の控えが必要な場合、正副2部は返却しませんので控え分を別部で準備してください。
- 報告者等控えの返却は、内容の不備が無い場合概ね1、2ヵ月程度後に返却します。
※提出が増加する時期(12月等)は、報告者等控えの返却が遅れる場合があります。
- 各様式に記載する整理番号は、過年度の報告書や案内文等に記載されている整理番号を記載してください。
※昇降機は機毎に整理番号があります。

是正完了後

- 要是正判定(既存不適格を除く)となった内容は、修繕工事を行った後に改善完了報告書を提出してください。
※改善完了報告書の提出が無い場合は、指導等の対象となる可能性があります。

変更時

- 所有者等に変更があった場合は、所有者等変更届を提出してください。
- 昇降機の撤去、休止等を行う場合は、昇降機等の廃止(休止・復活)届を提出してください。
※休止後に利用を再開する場合は、専門技術者による検査を実施し、復活届と報告書を提出する必要があります。

返却までに時間を要する指摘事項

- 内容の不備で差し替え等が必要な場合、差し替え後の確認が終わるまで報告者等控えの返却が出来ませんのでご注意ください。

内容	作成時注意事項
調査・検査内容が不足している	以下資料等を参考に調査・検査を実施してください。 「特定建築物定期調査業務基準」 「防火設備定期検査業務基準」 「建築設備定期検査業務基準書」 「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」
配置図が添付されていない	敷地全体の図面であり、方位や敷地境界、建築物、擁壁、排水設備、敷地に接する道路の位置などの情報が必要です。
設備の位置がプロットされていない	建築設備では、非常照明、排煙口、排煙機の位置を、防火設備では随閉式の防火設備、連動感知器の位置を明示する必要があります。
要是正箇所の記載が無い	要是正事項の位置及び内容を図面上に記載してください。
図面不明瞭	内容が読み取れる図面作成をお願いします。

既存不適格の判断について

- 確認済証及び検査済証が不明な場合は、熊本市役所建築指導課(本庁舎11階)の窓口端末にて行政記録の調査をしてください。
※行政記録を調査しても不明な場合、新築の時期が分かる登記簿等を添付して既存不適格と判断する事も可能です。

防火設備について

- 防火設備の定期検査報告は、消防法に基づく「消防用設備等の点検報告」とは異なる為、それとは別途検査及び報告が必要です。
- 随閉式防火設備を常閉式防火設備として利用したい場合、基準※を満たすことが必要です。この場合、防火設備の点検は対象外となり、特定建築物調査の点検対象となります。また、防火設備点検報告書の平面図に「随閉式防火設備を常閉式防火設備として利用」していることを記載ください。
※感知器との連動解除し、昭和48年建設省告示2563号の常閉式防火設備の基準を満たすこと。

外壁全面打診について

- 外装仕上げ材等におけるタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況の調査については、おおむね10年に一度、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等を行う必要があります。
- 特定建築物の定期調査報告書第三面の備考欄に、直近で外壁全面打診を行った時期を記載してください。